

中期目標に係る業務の実績に関する評価について（案）

1 概要

平成24年度をもって中期目標の期間が終了するため、地方独立行政法人法に基づき、法人の中期目標期間全体における業務の実績に関する評価を行う必要があるため、基本的な考え方について検討する。

2 評価の基本方針

評価の基本方針については、各事業年度業務実績評価の基本方針を前提とする。

- (1) 中期目標の達成状況について確認する。
- (2) 法人の先進的・特徴的な取組や運営の改善を積極的に評価する。
- (3) 再編統合と法人化を契機とする大学改革の取組を支援する観点から評価する。
- (4) 法人の中期目標の達成状況等を県民に分かりやすく示す観点から評価する。
- (5) 教育及び研究に関する事項については、認証評価機関による評価を踏まえて評価する。

追加

各事業年度業務実績評価実施要領 (評価の基本方針)

第2 評価は、次の基本方針により行うものとする。

- (1) 中期目標の達成に向け、法人の中期計画の事業の進捗状況を確認する観点から評価する。
- (2) 法人の先進的・特徴的な取組や運営の改善を積極的に評価する。
- (3) 再編統合と法人化を契機とする大学改革の取組を支援する観点から評価する。
- (4) 法人の中期目標の達成に向けた取組状況等を県民に分かりやすく示す観点から評価する。

※ 認証評価機関の評価の活用について

他県の反映方法を参考にして、評価実施要領に規定し、評価委員会において資料提出するとともに、評価結果を評価書に記載することで活用する。(大学機関別認証評価及び選択的評価事項 B「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」についての評価結果を反映)

3 評価の方法

各事業年度業務実績評価の評価方法を基本とし、全体評価及び項目別評価により評価することとする。

【法人の自己評価について】

法人は、中期計画に記載されている項目ごとに、業務実績を検証し、4・3・2・1の4段階で自己評価するとともに、中期目標期間の実績等を記載する。

評価は、次の4段階で評価することとする。

- 4…中期計画を上回って実施している
- 3…中期計画を順調に実施している (達成度がおおむね9割以上)
- 2…中期計画を十分に実施していない (達成度がおおむね6割以上9割未満)
- 1…中期計画を大幅に下回っている (達成度が6割未満)

中期目標期間の実績等の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

- (1) 中期目標の達成状況
- (2) 法人の先進的・特徴的な取組や特筆すべき優れた実績を上げた取組
- (3) 遅滞が生じた取組やその理由
- (4) その他、法人が積極的に実施した取組

※過年度との実績対比において数値による比較が可能なものに関してはできるだけ記載すること。

【評価委員会の評価について】

評価委員会は、全体評価及び項目別評価（小項目評価及び大項目評価）を行う。

① 小項目評価

小項目評価では、中期計画に記載されている項目ごとに、法人から提出された業務実績報告書等や法人からのヒアリング等を通じて検証・評価または達成状況の確認を行う。

また、「教育研究等の質の向上」に関する項目については、法第79条の規定に基づき、認証評価機関の評価を踏まえて評価する。

評価は、法人の自己評価と同じ4・3・2・1の4段階で評価するものとする。

② 大項目評価

大項目評価は、法人の中期計画の大項目ごとに、中期目標の達成状況について小項目評価の結果を踏まえ、5段階で評価する。

- S…中期目標の達成状況が非常に優れている。 (評価委員会が特に認める場合)
- A…中期目標の達成状況が良好である。 (すべて3～4)
- B…中期目標の達成状況がおおむね良好である。 (3～4の割合が90%以上)
- C…中期目標の達成状況が不十分である。 (3～4の割合が90%未満)
- D…中期目標の達成のためには重大な改善事項がある。(評価委員会が特に認める場合)

③ 全体評価

全体評価として、中期目標の達成状況全体及び次の事項について総合的に評価を行う。

- (1) 理事長及び学長のリーダーシップによる機動的・戦略的な大学運営を目指した取組みについて
- (2) 社会に開かれた大学運営を目指して、県民や社会に対する説明責任を重視した取組みについて
- (3) 大学の教育研究、地域貢献等における特色ある取組み及び創意工夫について
- (4) 業務運営等の改善及び効率化並びに財務状況の改善に関する取組みについて
- (5) 自己点検・評価及び情報公開に関する取組みについて
- (6) その他必要と認められる事項について

4 進め方

	中期目標期間評価
6月	業務実績報告書提出（法人）
7月	業務実績報告書の説明（法人） 業務実績検証（法人とのヒアリング） 評価結果（案）作成
8月	法人からの意見申出機会の付与 評価結果（最終案）作成 評価結果の決定
9月	評価結果の知事への報告及び法人への通知

【参考】 評価書（イメージ）

1 全体評価

- 総括
- 理事長及び学長のリーダーシップによる機動的・戦略的な大学運営を目指した取組みについて
- 社会に開かれた大学運営を目指して、県民や社会に対する説明責任を重視した取組みについて
- 大学の教育研究，地域貢献等における特色ある取組み及び創意工夫について
- 業務運営等の改善及び効率化並びに財務状況の改善に関する取組みについて

2 項目別評定結果

	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	中期目標 期間評価
Ⅱ 教育研究等の質の向上	B	A	B	A	B		
Ⅲ 業務運営の改善及び効率化	A	A	A	B	A		
Ⅳ 財務内容の改善	A	A	A	B	A		
Ⅴ 自己点検・評価及び情報提供	A	A	A	A	A		
Ⅵ その他の業務運営	B	A	A	A	A		

3 項目別

Ⅱ 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

中期目標の項目	中期計画の項目	中期目標期間における実績等	自己評価	委員会評価	評価結果の説明及び特記事項等

評価参考：認証評価機関による評価

--

当該様式は、Ⅱ大学の教育研究等の質の向上、Ⅲ業務運営の改善及び効率化、Ⅳ財務内容の改善、Ⅴ自己点検・評価及び情報提供、Ⅵその他の業務運営に関する重要項目も同様の様式に記載。

Ⅶ 予算、収支計画及び資金計画

中期計画の項目	中期目標期間中の実績等	評価結果の説明及び特記事項等

当該様式は、Ⅶ予算、収支計画及び資金計画、Ⅷ短期借入金の限度額、Ⅸ重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画、Ⅹ剰余金の使途、Ⅺも同様の様式に記載。

公立大学法人県立広島大学に係る中期目標期間評価実施要領（案）

広島県公立大学法人評価委員会

平成24年 月 日決定

（趣旨）

第1 この要領は、地方独立行政法人法第30条第1項の規定に基づき、広島県公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）が行う公立大学法人県立広島大学（以下「法人」という。）の中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「評価」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（評価の基本方針）

第2 評価は、次の基本方針により行うものとする。

- (1) 中期目標の達成状況について確認する。
- (2) 法人の先進的・特徴的な取組や運営の改善を積極的に評価する。
- (3) 再編統合と法人化を契機とする大学改革の取組を支援する観点から評価する。
- (4) 法人の中期目標の達成状況等を県民に分かりやすく示す観点から評価する。
- (5) 教育及び研究に関する事項については、認証評価機関による評価を踏まえて評価する。

（評価の方法）

第3 法人が提出する業務実績報告等（別記様式）に基づき、「項目別評価」と「全体評価」により実施する。

(1) 業務実績報告

中期目標期間における業務実績報告は、別記様式によるものとし、次のとおり作成する。

法人は、自己点検・評価結果を踏まえて、中期計画に記載されている項目ごとに、業務実績を検証し、業務実績報告書を作成する。作成に当たっては、当該項目の達成状況を4・3・2・1の4段階で自己評価するとともに、中期目標期間の実績等を記載する。

評価は、次の4段階で評価することとする。

- 4…中期計画を上回って実施している
- 3…中期計画を順調に実施している（達成度がおおむね9割以上）
- 2…中期計画を十分に実施していない（達成度がおおむね6割以上9割未満）
- 1…中期計画を大幅に下回っている（達成度が6割未満）

中期目標期間の実績等の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

- ① 中期目標の達成状況
- ② 法人の先進的・特徴的な取組や特筆すべき優れた実績を上げた取組
- ③ 遅滞が生じた取組やその理由
- ④ その他、法人が積極的に実施した取組

※ 過年度との実績対比において数値による比較が可能なものに関してはできるだけ記載すること。

(2) 項目別評価

① 小項目評価

ア 委員会の評価

委員会は、法人から提出された業務実績報告書等をもとに法人からのヒアリング等を通じて検証・評価または達成状況の確認を行う。

なお、「項目別評価」のうち、「教育研究等の質の向上」に関する項目については、法第79条の規定に基づき、認証評価機関の評価を踏まえて評価する。

イ 評価方法

評価は、法人の自己評価と同じ4段階で評価するものとする。

4…中期計画を上回って実施している

3…中期計画を順調に実施している（達成度がおおむね9割以上）

2…中期計画を十分に実施していない（達成度がおおむね6割以上9割未満）

1…中期計画を大幅に下回っている（達成度が6割未満）

② 大項目評価

評価は、法人の中期計画の大項目ごとに、中期目標の達成状況について小項目評価の結果を踏まえ、5段階で評価する。

S…中期目標の達成状況が非常に優れている。（評価委員会が特に認める場合）

A…中期目標の達成状況が良好である。（すべて3～4）

B…中期目標の達成状況がおおむね良好である。（3～4の割合が90%以上）

C…中期目標の達成状況が不十分である。（3～4の割合が90%未満）

D…中期目標の達成のためには重大な改善事項がある。（評価委員会が特に認める場合）

(4) 全体評価

「全体評価」では、「項目別評価」の結果を踏まえ、中期目標の達成状況全体及び次の事項について総合的に評価を行う。

- ① 理事長及び学長のリーダーシップによる機動的・戦略的な大学運営を目指した取組みについて
- ② 社会に開かれた大学運営を目指して、県民や社会に対する説明責任を重視した取組みについて
- ③ 大学の教育研究、地域貢献等における特色ある取組み及び創意工夫について
- ④ 業務運営等の改善及び効率化並びに財務状況の改善に関する取組みについて
- ⑤ 自己点検・評価及び情報公開に関する取組みについて
- ⑥ その他必要と認められる事項について

（中期目標期間評価の進め方とスケジュール）

第4 委員会での評価結果の決定手順は、次のとおり。

項目	時期	業務内容等
中期目標期間終了	3月末	・中期目標期間事業の終了（法人）
評価準備	4月～6月	・業務実績報告書作成（法人） ・現地視察等

実績報告	6月末	・業務実績報告書提出（法人） （中期目標期間終了後，3ヶ月以内に提出）
評価	7月～8月	・業務実績検証（法人とのヒアリング） ・評価結果（案）作成 ・法人からの意見申出機会の付与 ・評価結果（最終案）作成 ・評価結果の決定
報告・公表	9月	・評価結果の知事への報告及び法人への通知

（業務実績報告の附属資料）

第5 中期目標期間評価を的確に実施するため，業務実績を客観的に証明する附属資料を業務実績報告書と併せて提出させる。提出する附属資料はおおむね次のとおりとする。

(1) 大項目の記載事項に関するもの

(2) 数値目標を掲げている項目及び基礎的業務実績数値（経年比較できるようにすること）

教員数・職員数（県派遣，派遣，契約），教員一人当たりの学生数，留学生数（学部・大学院），研究生等の在籍数（科目等履修生，研究生，研修生，聴講生），学部・大学院入試状況（募集定員・志願者数・志願倍率・入学者数），就職状況（就職者数・就職率），進学状況（進学者数・進学率），国家試験等（看護師・理学療法士，作業療法士など）の状況，科学研究費補助金採択状況（申請件数・採択件数・金額），外部資金受入状況（科学研究費補助金を除く外部資金），各種プログラムの採択状況（申請件数・採択件数・金額），公開講座の開催状況（開講予定数，開講数，受講者数，受講料など），産学連携の状況（技術相談件数など），入試広報の状況（大学説明会参加者数，高大連携状況など）

(3) その他，業務実績に係る関係資料

（その他）

第6 この要領に定めるもののほか，評価の実施に関して必要な事項は，委員会が別に定める。

附 則

この要領は，平成24年 月 日から施行する。

別記様式（第3関係）

第 期中期目標に係る業務の実績に関する報告書

- 1 大学の概要
- 2 全体的な状況とその自己評価
- 3 項目別の状況

項目別の状況

II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標					
中期目標の項目	中期計画の項目	中期目標期間における実績等	自己評価	委員会評価	評価結果の説明及び特記事項等

評価参考: 認証評価機関による評価

当該様式は、II大学の教育研究等の質の向上、III業務運営の改善及び効率化、IV財務内容の改善、V自己点検・評価及び情報提供、VIその他の業務運営に関する重要項目も同様の様式に記載。

VII 予算、収支計画及び資金計画		
中期計画の項目	中期目標期間中の実績等	評価結果の説明及び特記事項等

当該様式は、VII予算、収支計画及び資金計画、VIII短期借入金の限度額、IX重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画、X剰余金の使途、XIも同様の様式に記載。